

育児休業手当金の拡充及び延長要件の変更について

○育児休業に係る新しい手当金「育児休業支援手当金」及び「育児時短勤務手当金」が創設されました

1. 育児休業支援手当金

令和7年4月1日以降に育児休業等を開始する方で、夫婦共に育児休業をするなど一定の要件を満たす場合、対象期間のうち最大28日間、育児休業手当金に加えて「育児休業支援手当金」が支給されます。

(支給要件)

・下記①②に該当するとき。または、配偶者がいないなどの場合は①に該当するとき。

①対象期間内に育児休業等をした日数が通算14日以上であるとき。

②組合員の配偶者が対象期間内に通算14日以上配偶者育児休業等をしたとき。

(※同一の育児休業等について、雇用保険法による「出生後休業支援給付金」の支給を受けられる場合等は、支給されません。)

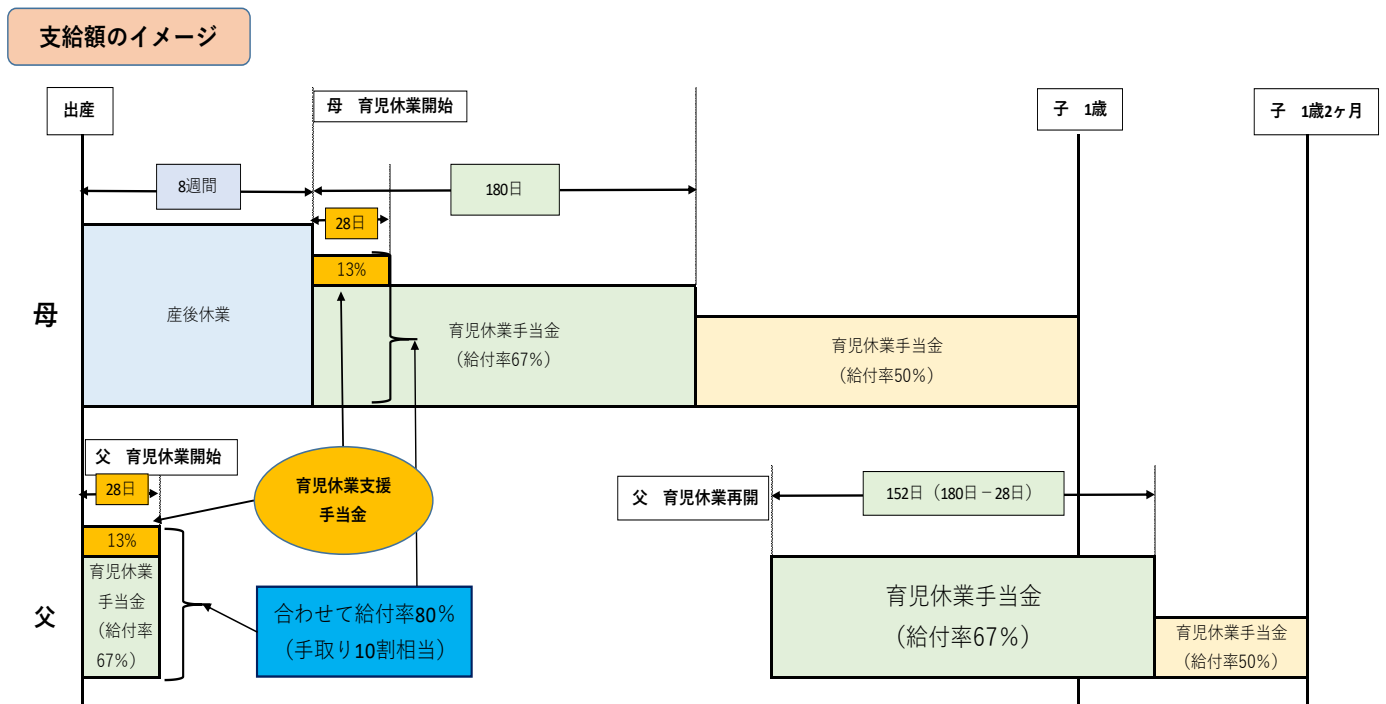
(対象期間)

・男性 子の誕生日から8週間以内

・女性 産後休業後から8週間以内

(支給額)

・標準報酬の日額の13%に相当する額(最大28日間分)



2. 育児時短勤務手当金

令和7年4月1日以降に、2歳未満の子を養育するために育児時短勤務を開始される方を対象に、「育児時短勤務手当金」が支給されます。

(支給要件)

- ・ 2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をするとき。

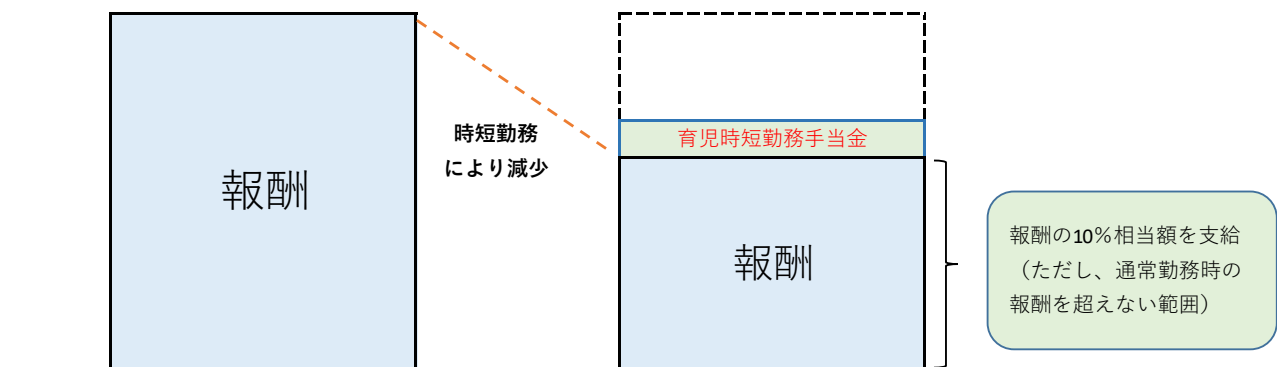
(対象期間)

- ・ 育児時短勤務開始日の属する月から育児時短勤務終了日の属する月まで

(支給額)

- ・ 対象期間に支払われた報酬の額の最大10%に相当する額

育児時短勤務手当金のイメージ



○育児休業手当金支給期間の延長に係る要件が変更され、確認書類が追加されました

地方公務員等共済組合法施行規則が改正され、支給期間の延長に係る要件及び手続きの取扱いについて、次のとおり見直されました。

子が1歳に達する日後の期間について育児休業等をする必要がある場合として、規則第2条の5の5第1項第1号に規定する「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合」とは、次の要件(1)～(3)のいずれも満たす場合とすることとなりました。

(要件)

- (1) 市町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳(1歳2か月又は1歳6か月及び2歳)に達する日までに保育利用の申込を行っていること。
- (2) (1)の申込の内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次の①～③のいずれも満たすものであること。
 - ① 利用(入所)開始希望日を育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日以前の日としていること。
 - ② 市町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。
 - ③ 利用(入所)希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。
- (3) 育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。ただし、当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合を除くこと。

(確認書類)

- ① 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- ② 市町村に提出した保育所等の利用申込書の写し
- ③ 市町村より発行された保育所等における保育が当面行われなかったことが明らかとなる通知(入所保留通知書等)

※上記①、②については令和7年4月から追加されました。